

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着がすすまず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。慢性疲労の他、健康不安の訴えも多いのが現状です。切迫流産や流産も比較的多く、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなっています。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合も多く、辞めたいと思う理由についても「人手不足で仕事がきつい」「賃金が安い」というものが多い状態です。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準のひとつには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。

以上の実態を踏まえ、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要です。

よって、国においては、次の事項を実現するよう要望する。

記

- 1 看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月12日

大空町議会議長 近藤 哲 雄

〔提出先〕

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、
総務大臣